

学習資料 国家の主権と領土問題（北方領土を題材として）

（1）終戦後のソ連による法的根拠のない占拠

ソ連は、第二次世界大戦末期の昭和 20（1945）年 8 月 9 日、当時まだ有効であった日ソ中立条約を無視して対日参戦しました。ソ連は、すでに我が国がポツダム宣言を受け入れて連合国に降伏していたにもかかわらず、8 月 28 日から遅くとも 9 月 5 日までに北方四島全てを法的根拠なく占拠してしまいました。当時の日本人島民は自ら脱出するか、ソ連により強制退去させられました。北方四島は、いまなおロシアが法的根拠なく占拠し続けています。



出所「北方領土問題とは」（出典；内閣府北方対策本部「北方対策～北方領土の返還実現にむけて～平成 28 年度」）

(2) 排他的経済水域

領土の沿岸から 200 海里（約 370 km）までの海域（領海を除く）とその海底及びその下が排他的経済水域です。同水域では天然資源の開発や、人工島などの構築物の設置と利用、海洋の調査や環境保護などの管轄権が認められています。



出所)「日本の領海等概念図」(出典;海上保安庁ウェブサイト)[一部加筆]

(3) 現在の北方四島の状況

① 現在の北方四島の状況

現在、北方四島には約 17,000 人のロシア人が暮らしています（歯舞群島には一般住民はいません）。一方、日本人は 1 人も住んでいません。いまだ故郷に帰れない日本人島民（元島民）の平均年齢は 81 歳を超えています。（平成 28 年 3 月末現在）

北方四島在住ロシア人の人数

島名	2015 年
択捉島	5,906 人
国後島	7,916 人
色丹島	3,006 人
歯舞群島	0 人
合計	16,828 人

出所) ロシア連邦国家統計庁サハリン州局『『クリル』3地区の社会経済状況』〔一部加筆〕
 (出典：内閣府北方対策本部「北方対策～北方領土の返還実現にむけて～平成 28 年度」)

② 北方四島への訪問

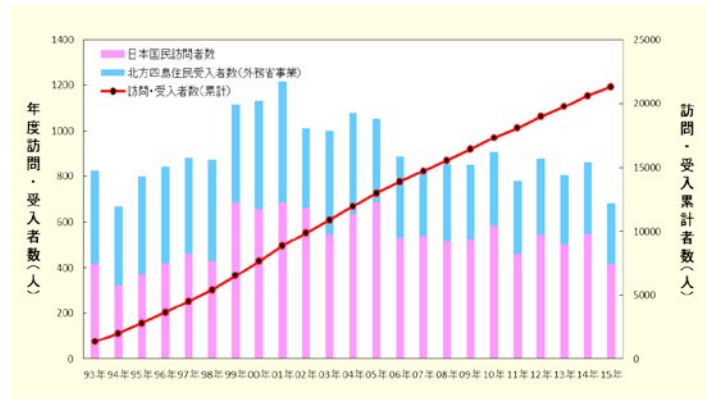
現在、日本国民と四島在住ロシア人の旅券（パスポート）・査証（ビザ）なしでの相互訪問（四島交流）や元島民等の墓参、自由訪問（故郷への訪問）などが行われています。

相互訪問（四島交流）の様子



若者の交流（日本文化体験：色丹島）

相互訪問（四島交流）の訪問者数



2015 年までの日本国民の訪問者数は延べ 12,439 人であり、一方、四島在住のロシア人の訪問者数は延べ 8,859 人である。

写真提供) 独立行政法人北方領土問題対策協会 (左)

出所) 「これまでの訪問者数」〔出典：内閣府北方対策本部「北方対策～北方領土の返還実現にむけて～平成 28 年度」(右)〕

日本人墓地への墓参（択捉島）



写真提供) 独立行政法人北方領土問題対策協会



出典) 独立行政法人北方領土問題対策協会「北方四島交流事業の概要」